

四日市市告示第 3 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年1月7日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

| 整理 番号 | 路線名 | 起点 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|----------|--------|-----------|-----------|-----------|
| | | 終点 | | |
| 1 | 堀木20号線 | 堀木一丁目24 | 5.0~12.0 | 90.3 |
| | | 堀木一丁目51-6 | | |